

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西之表市	安城（平山・平園・上之町・下之町）地区 <small>（平山集落・平園集落・安城上之町集落・安城下之町集落）</small>	令和3年3月	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	95.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	53.7 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	27.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕地面積の合計	8.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	16.8 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕地面積の合計	0.0 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>安城（平山・平園・上之町・下之町）地区は、地区内の高齢化が進み、後継者も不足している。また、地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農業者もいないため、農地の遊休地化が進む恐れが大きく、新たな農地の受け手の確保が必要である。他地区の法人等の受入れを促進し、中心経営体への集積と合わせ農地中間管理機構への貸付を推進し、遊休地化を防ぐことが重要である。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>平山集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者の2経営体が担っていくほか、入作を希望する認定新規就農者や地区外の認定農業者法人の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>平園集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者の1経営体と基本構想水準到達者の1経営体が担っていくほか、入作を希望する認定新規就農者や地区外の認定農業者法人の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>安城上之町集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者の4経営体と認定農業者法人の1経営体が担っていくほか、入作を希望する認定新規就農者や地区外の認定農業者法人の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>安城下之町集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者の2経営体と基本構想水準到達者の1経営体が担っていくほか、入作を希望する認定新規就農者や地区外の認定農業者法人の受入れを促進することにより対応していく。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者	現 状		今後の農地の引き受けの意向		
	(氏名・名称)	経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	青果用甘しょ	1.4ha	青果用甘しょ	1.4ha	平山・安城上之町・安城下之町
認農	B	さとうきび、生産牛、水稻	0.7ha	さとうきび、生産牛、水稻	0.7ha	安城上之町
認農	C	飼料作物、水稻、育成牛、酪農	4.8ha	飼料作物、水稻、育成牛、酪農	4.8ha	安城上之町・安城下之町
認農	D	青果用甘しょ、花野菜、百日草	4.4ha	青果用甘しょ、花野菜、百日草	4.4ha	平山・平園
認農	E	さとうきび、飼料作物、水稻	2.7ha	さとうきび、飼料作物、水稻	2.7ha	安城上之町
到達	F	青果用甘しょ、キヌサヤ、飼料作物、水稻、酪農	1.0ha	青果用甘しょ、キヌサヤ、飼料作物、水稻、酪農	1.0ha	安城下之町
到達	G	茶	3.3ha	茶	3.3ha	平園
認農法	H	青果用甘しょ、加工用甘しょ、玉ねぎ、水稻	2.6ha	青果用甘しょ、加工用甘しょ、玉ねぎ、水稻	2.6ha	安城上之町
	I	さとうきび、澱粉用甘しょ	2.7ha	さとうきび、澱粉用甘しょ	2.7ha	安城上之町
	J	青果用甘しょ、澱粉用甘しょ	2.1ha	青果用甘しょ、澱粉用甘しょ	2.1ha	平山
	K	青果用甘しょ	1.3ha	青果用甘しょ	1.3ha	平山
	L	さとうきび	1.5ha	さとうきび	1.5ha	平山
	M	青果用甘しょ	0.7ha	青果用甘しょ	0.7ha	平山
	N	青果用甘しょ、採種	0.6ha	青果用甘しょ、採種	0.6ha	平山
計	14経営体		29.8ha		29.8ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実である市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引き受け意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するため必要な取り組みに関する方針(任意記載事項)

<p>▽農地の貸付けの意向</p> <p>貸付けの意向が確認された農地は、33筆62,045㎡となっている。</p>
<p>▽農地中間管理機構の活用方針</p> <p>基本的には、法人や拡大志向農家等の中心的経営体への集約化を目指し、農地所有者等は、出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。</p>
<p>▽鳥獣被害防止対策への取り組み方針</p> <p>共同で侵入防止柵の設置等に取り組むとともに市の鳥獣対策会議と協力して、捕獲の充実に取り組んでいく。</p>

(参考)農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	安城1-6 他32件	62,045㎡		
計	33件	62,045㎡	0㎡	0㎡

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。